

第 8 回検討会における要望事項の検討状況について

【第 3 回検討会 ⇒ 第 8 回検討会で再検討※追記事項は赤字下線】

No. 43 型式承認等に要する期間短縮

○現在の規制内容

高圧法第 49 条の 21 において、登録容器等製造業者は、容器等の型式についての承認を受けることができると規定されているため、容器等の型式の承認申請に際しては、予め登録容器等製造業者として登録されていることが必要である。

○業界の要望

燃料電池自動車用高圧水素容器等について、容器等製造業者登録及び型式承認の申請を同時並行で受け付ける方法について検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

○対応の方向

容器等の型式の承認にあたっては、工場等の適切な品質管理体制・設備の下で製造された容器等について型式試験が実施されることが重要である。

そのため、容器等製造業者としての登録を受ける予定の工場等において適切な品質管理体制・設備の下で、当該容器等について型式試験を実施していれば、当該工場等が容器等製造業者としての登録を現に受けている必要は必ずしもないと考えられる。

型式の承認の申請時に、型式試験に供する容器等の製造時点から工場等の品質管理体制、設備等に変更がないこと等を条件として、容器等製造業者の登録を現に受けていない者であっても容器等の型式の承認の申請を行うことができな~~い~~か、検討を行う。検討を行った。検討の結果、登録容器等製造業者の登録申請時の製造設備等が、登録前の型式試験データ取得時と同一又は同等以上であることを条件として、登録前の型式試験データを型式申請時に活用することを認めることとした。登録容器等製造業者事務処理要領（通達）の改正案について現在パブリックコメント中。

○閣議決定上の実施時期の記載

平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置。

○検討のスケジュール

- ~~・本日の議論を踏まえ、事業者の協力を得つつ検討を行い、平成 30 年度に結論を得て、必要な省令改正等の措置を行う予定。~~
- ・平成 31 年 1 月 30 日～2 月 28 日 パブリックコメント
- ・平成 31 年 3 月中 公布予定／平成 31 年 4 月 1 日 施行予定

【第4回検討会 ⇒ 第8回検討会で再検討※追記事項は赤字下線】

No. 45 高圧水素容器の品質管理方法の見直し

○現在の規制内容

容器等製造事業者は、登録に際し容器等検査規程を定めなければならない、当該規程で定める容器検査の方法は、法第44条第1項の経済産業省令で定める方法に適合していることが必要である（法第49条の5第3項及び第49条の7第5号）。そして、容器等製造事業者は、容器等検査規程に基づき行った検査に合格した容器に対し、刻印等を行った後でなければ、容器を譲渡し、又は引き渡してはならない（法第44条第1項）。

圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査の方法については、現在例示基準として、全数検査を行う気密試験等を行うとともに、同一の型式ごとに容器を抜き取って行う常温圧力サイクル試験等を課している。

○業界の要望

破砕テスト及び圧力サイクルテストの組試験に代替し得る燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。

○検討の方向性

常温圧力サイクル試験は、容器の製造後に、同一型式毎に容器の抜き取りを課す試験であり、同一型式内の容器の完成品が容器寿命である15年間供用したとしてもサイクル疲労に耐えられるものかを確認するためのものである。

製造過程における各工程での厳しい品質管理及び出荷後に常温圧力サイクル試験の結果が不合格の場合には、容器等製造事業者に限り、当該容器が含まれる型式をすべて回収する仕組みを構築することで、常温圧力サイクル試験の結果が出る前に容器を出荷できないか、事業者案を基に検討を行う。検討を行った。検討の結果、不適合容器が発見された場合の適切な回収方法が確保されていること等を条件に、常温圧力サイクル試験合格前の容器の出荷を認めることとした。所要の法令（省令・告示・通達）改正を実施済み。

○閣議決定上の実施時期の記載

平成29年度検討開始

○検討のスケジュール

- ・本日の議論を踏まえ、事業者の協力を得つつ検討を行う。
- ・法令改正済み（平成30年11月14日公布／平成30年11月30日施行）

【第4回検討会 ⇒ 第8回検討会で再検討※追記事項は赤字下線】

No. 52 燃料電池自動車用高圧水素容器の標章方式の緩和

○現在の規制内容

容器等製造業者は、型式の承認を受けた容器を製造した場合であって、当該容器が刻印することが困難な容器であるときは、容器に標章の掲示をすることができる（法第49条の25第2項）。

また、圧縮水素自動車燃料装置用容器に関する当該標章の方法は、票紙をフープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式又はアルミニウム箔を容器胴部の外面に取れないように貼付する方式としている（国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第59条第3項等）。

○業界の要望

- ・ 国連規則（UN-R134）を踏まえ、国内において燃料電池自動車用高圧水素容器の認可を得る場合も任意の方式での標章を認める方向で検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

○検討の方向性

容器の標章には、充填すべき高圧ガスの種類や充填可能期限年月、最高充填圧力等、安全に高圧ガスを容器に充填し使用し、或いは使用後容器内にある高圧ガスを廃棄しやすく化するために、必要かつ重要となる内容を明瞭かつ消えないように表示することが求められている。

容器を扱う者にとって重要な情報が標章から読み取れなくなることがないように、また、標章がはずれることがないように、安全性確保を考慮した上で、標章の貼付の方式を変更することができないか、事業者案を基に検討を行う。を行った。検討の結果、容器の充填可能期限中にはがれず、表示内容が消えない適当な材質を用いることを条件に、これまで容器胴部の繊維に巻き込む方式だったものを、容器胴部の外側に貼付する方式を認めることとした。所要の法令（告示・通達）改正を実施済み。

○閣議決定上の実施時期の記載

平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置

○検討のスケジュール

- ・ 本日の議論を踏まえ、事業者の協力を得つつ検討を行い、平成30年度に結論を得る予定。
- ・ 法令改正済み（平成30年11月14日公布／平成30年11月30日施行）

【第3回検討会 ⇒ 第8回検討会で再検討※追記事項は赤字下線】

No. 55 容器等製造業者登録の更新の見直し

○現在の規制内容

- ・ 容器等製造業者は、法第49条第1項の登録を受けた後は、5年毎に登録の更新を受けなければならない（高圧法第49条の9、高圧ガス保安法施行令第11条）。
- ・ そして、更新の手続きに際しては、登録の申請の例により、申請をしなければならず（容器則第47条）、登録の更新に際しては、新たに登録番号が付される。

○業界の要望

容器等製造業者の登録更新に当たり、従前の登録番号を継続する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。

○対応の方向

- ・ 容器等製造業者の登録の更新に際しては、工場又は事業場ごとに、製造及び検査の為の設備、品質管理の方法、検査のための組織、検査方法を定める規程に関する事項について、審査を受けており、登録番号によって更新時点における容器等製造業者としての健全性を示すことができる。
- ・ 更新に際して登録番号を新たに付さずとも、遡って容器等製造業者としての健全性を確認することができる場合には、検討を行う。ため、更新時に、新規登録時に取得した登録番号及び型式承認証を継続して使用できることを認めることとした。登録容器等製造業者事務処理要領（通達）の改正案について現在パブリックコメント中。

○閣議決定上の実施時期の記載

平成29年度検討開始、平成30年度結論。

○検討のスケジュール

- ・ ~~本日の議論を踏まえ、事業者の協力を得つつ検討を行い、平成30年度に結論・措置する予定。~~
- ・ 平成31年1月30日～2月28日 パブリックコメント
- ・ 平成31年3月中 公布予定／平成31年4月1日 施行予定

【第4回検討会 ⇒ 第8回検討会で再検討※追記事項は赤字下線】

No. 58 充てん可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容

○現在の規制内容

容器再検査においては、自動車に装置されている容器の規格として、容器証票に当該容器が装置されている車台番号が記載されており、かつ、異なる車台番号の自動車に装置されたことがないものであることが求められている（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第22条第2項第2号）。

したがって、充填可能期間中の容器であっても、一度自動車に装置されたものにあつては、他の自動車に当該容器を載せ替えることはできない。

○業界の要望

充てん可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合に安全性を適切に点検管理する仕組みについて、事業者案を基に検討を開始し、結論を得た上で、安全上問題がなければ必要な措置を講ずる。

○検討の方向性

自動車に装置されている容器は、自動車の継続検査（以下「車検」という。）と同時期に容器再検査を受けることができ、一般ユーザーが自動車に搭載されている容器を利用中、容器再検査を受け忘れることがないように制度が設計されている。しかしながら、リユースを可能とすると、車検と容器再検査の時期にずれが生じ、容器再検査を受けずに自動車に装置されている容器を使用し続けるユーザーが出る可能性がある。また、リユースを可能とすると「中古容器」が市場に流通することとなり、当該容器の安全性の検査方法や転載方法も必要となる。

また、高稼働な（充填回数が多い）自動車に容器が転々と搭載された場合、容器の充填可能期限（15年）の根拠となっている想定充填回数を超えて充填されるおそれを考慮する必要がある。

加えて、転載時に落下等による損傷の可能性がある、容器の耐圧性能が低下する可能性もあり、再検査時の検査項目も現状のままでよいのか、検討する必要がある。

更に、再検査の標章は、自動車の充填口付近に貼付することとされているところ、容器を載せ替えた場合、当該標章の管理方法についても検討する必要がある。

既に自動車に装置されている容器を他の自動車に転載した場合であっても、適切に当該容器を安全に供用するための仕組みにつき、事業者案を基に検討する。

○閣議決定上の実施時期の記載

平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論

○検討のスケジュール

- ・ ~~本日の議論を踏まえ、~~適切に容器を載せ替える仕組みについて事業者からの提案があった場合にはをもとに、事業者と協力をしながら平成 31 年度に結論を得る。